

# 利益相反管理方針

改定日：2024年8月13日

旧	新
<p>当社は、金融商品取引法第36条第2項に基づき、利益相反管理方針を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しております。</p> <p>利益相反管理方針の概要 1.～3.（現行どおり）</p> <p>4.利益相反管理の対象となる会社の範囲 当社は、当社及び以下の会社を利益相反管理の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社の親金融機関等及び子金融機関等</li><li>・その他当社において管理が必要と認める会社（<u>野村アセットマネジメント株式会社など</u>）</li></ul> <p>（以上）</p>	<p>当社は、金融商品取引法第36条第2項に基づき、利益相反管理方針を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しております。</p> <p>利益相反管理方針の概要 1.～3.（現行どおり）</p> <p>4.利益相反管理の対象となる会社の範囲 当社は、当社及び以下の会社を利益相反管理の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社の親金融機関等※</li><li>・その他当社において管理が必要と認める会社</li></ul> <p><u>※金融商品取引法第36条第4項の親金融機関等を</u> <u>いいます</u></p> <p>（以上）</p>

F01\_921(2024.8)